

大津市農地利用最適化推進委員【補欠】募集要項

1. 募集人数

1人（下表のとおり区域を定め推薦及び募集を行います。）

区域	所管区域の範囲
中部区域	仰木、仰木の里、雄琴、坂本、日吉台、下阪本、唐崎、滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷 の各支所の所管区域の範囲

2. 任用期間

大津市農業委員会が委嘱する日から令和8年7月19日まで（前任者の残任期間）

3. 身分

大津市の特別職非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第2号）

4. 職務内容…主業務：担当区域における現場業務＝遊休農地調査、農地パトロール等

- ①農業委員と連携し、農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に関する調査、支援、相談、指導等の業務及び報告＝農地の出し手・受け手への個別アプローチ
- ②地域計画作成のための目標地区の素案作成及び地域計画達成に向けた取り組み
- ③農地中間管理機構等、関係団体との連携
- ④その他、各種研修会、連携事業への参加業務等

5. 委員報酬

月額36,500円

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格等

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

7. 推薦及び応募の手続等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、郵送又は持参により、大津市農業委員会事務局まで提出してください。

なお、推薦及び応募書類等は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合（同一世帯以外の3人以上の推薦人）	様式1 大津市農地利用最適化推進委員【補欠】推薦申込書（個人用）
法人又は団体が推薦する場合	様式2 大津市農地利用最適化推進委員【補欠】推薦申込書（団体用）
応募する場合	様式3 大津市農地利用最適化推進委員【補欠】応募申込書

(2) 添付書類

被推薦者又は応募者の住民票

(発行後3箇月以内で、マイナンバーが記載されていないもの)

(3) 様式の入手方法

大津市農業委員会事務局、大津市産業観光部農林水産課、所管区域内19箇所の市民センターに備え付けています。また、大津市ホームページからもダウンロードすることができます。

8. 受付期間

令和6年4月15日(月)から同年5月14日(火)まで

※ 持参される場合は、市役所開庁日(平日のみ、土・日・祝日除く)の午前9時から午後5時まで提出してください。郵送の場合は、5月14日(火)必着とします。

※ 推薦及び応募の状況によっては、受付期間を延長する場合があります。延長する場合は、受付期間最終日以降に大津市ホームページにより公表します。

9. 公表

受付期間の中間及び終了後に、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに内容の一部を市ホームページ等で公表します。

10. 選考方法

大津市農地利用最適化推進委員選考委員会により提出された書類をもとに候補者の選考をし、令和6年7月に大津市農業委員会が委嘱します。

提出先及び問い合わせ先

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市役所新館6階 農業委員会事務局

電話 077-528-2680

FAX 077-523-1280

E-mail otsu2200@city.otsu.lg.jp